

私たちがめざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、次のようなルールが必要です。

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠したことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分にして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示律の規定が、どうしても必要です。

2 檢察官の不服申立ての禁

何年、ときには何十年もの困難なたたかいを経ても、検察官が不服申立て（即時抗告や特別抗告など）再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消された制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きのルールを作ろう

再審請求審における審理方法のルールがな形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄事実調べや証拠の採否など、公正さを担保

メッセージ

村木厚子さん（元厚生労働事務次官）
「郵便不正事件」で無罪判決が確定

日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏証拠開示の不公正さ、人質司法と言われる拘束。これらについては、裁判員制度の導入の逮捕がきっかけとなった一連の刑事司法については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題と言を訴える人々が明確なルールもないまま公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることはだけでなく、自分の人格と異なる「犯罪」を背負っていくということです。だからできる限り早く、裁判のやり直しを行

刑事司法のあり方を変えるためにつことが重要だと思います。私も、に関心を持っていませんでした。

この会の活動により、再審の現することを心からお祈り申し

再審のために、すべての証拠を開示せよ！
検察官の不服申立てを禁止せよ！
再審の手続きを整備しよう！

再審のルールを作ろう



会で委員をやらせてもらっています。しかし、結局先送りになってしまっています。たくさんいますから、再審法改正をめざす市民はたくさんあります。いうものがどういうものについていただける記事を書いて、政治家の皆さんにも、こうしたことをきちんと理解してもら早く実現していただきた